

こどもの居場所のためにできる県社協の支援



- 1 青森県社協の「みんなの居場所」の支援
- 2 現在の全国・青森県内におけるこどもの居場所数
- 3 みんなの居場所スタートアップ事業について

「みんなの居場所」の登録及び情報提供 ネットワークの仕組みを作りました！

2019.4月
スタート

地域のつながり



食の楽しみ



居心地のよい
楽しい場所



世代間交流の場



学習の場の提供



介護予防



「こども食堂」「認知症カフェ」「〇〇サロン」
「ユニバーサルカフェ」等々 **登録・公表92ヶ所**

生きがづくり



子育て支援



相談できる場所



安く食事ができる



地域の活性化



仲間づくり



●2018.2「こども食堂開設セミナー」以降、「子どもの居場所ネットワークミーティング」「子どもの居場所づくりコーディネーター養成講座」「みんなの居場所実践表会」等開催。

●「居場所」の新規立上や、運営・再開の相談に対応



あおもりこどもの居場所ネットワーク

2022.8月
設立



②情報提供



運営に必要な制度や仕組み、
役立つ情報を、メール等でお
知らせしています。

③ネットワーク

運営者同士のつながりや関
係機関やボランティア等とつ
なぐ場を作っています。



①相談支援

居場所の立上、安定した運
営のためのさまざまな相談
に対応しています。



④食品等の分配

寄贈された食品や日用品、
寄付金等の分配を行って
います。



⑤資金助成

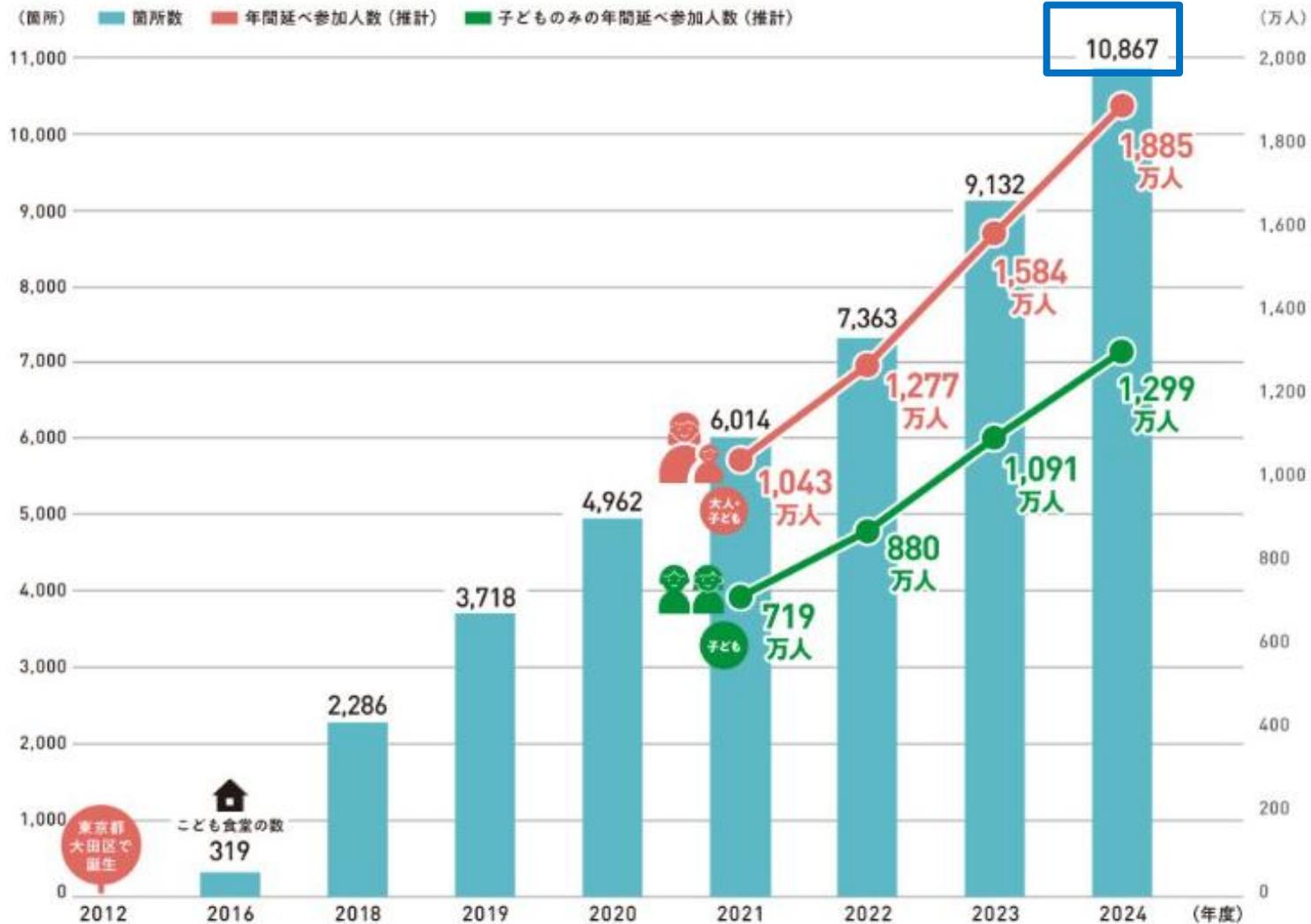
居場所を立ち上げるため
の資金の助成を行って
います。



居場所の周知(情報発信)

居場所の啓発(活動への理解促進)

全国の子ども食堂の数 2024年2月確定



2018年度以降は認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ、および地域ネットワーク団体調べ、2016年は朝日新聞調べ

※全国子ども食堂支援センターむすびえHPより引用

あおもり子どもの居場所づくり 活動マニュアル



「みんなの居場所」スタートアップ事業 実施要綱

(目的及び趣旨)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内で居場所づくりを始めたい個人や団体の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 「みんなの居場所」が、身近な地域で人々が集まることができる場としてさまざまな形態の居場所として広がることを目指すとともに、こうした地域の居場所の活動が安定的に継続することを目的として支援を行うものとする。

(県社協が行う支援内容)

第2条 県社協は、次の事項について実施するものである。

- (1)居場所の開設と継続した運営のための資金助成
居場所づくりを始めたい人の活動や運営費用として、3年間まで毎年度5万円を助成する。
- (2)居場所づくりに必要な情報の提供と相談支援
活動に役立つさまざまな情報を提供し、必要に応じて関係機関との調整を行う。
- (3)他の居場所活動者との情報交換やつなぎ
居場所づくりを行う他の活動者とのつなぎや情報交換の場を設定する。
- (4)ホームページ等を活用した居場所の情報の発信
ホームページ等を活用した、開設する居場所の情報を発信する。
- (5)その他、必要な活動
その他、必要と考えられる支援を行う。

(支援の対象となる個人・団体)

第3条 県社協が行う前条の支援は、次に掲げる全ての要件を具備する個人又は団体に対して行うものである。

- (1)青森県内で制度ではない居場所の活動を3年以内に行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体であること
- (2)活動が営利を目的としておらず、利用料が無料又は低額であること
- (3)食を通じた活動を目指していること
- (4)年6回以上の定期的な開催を目指していること
- (5)利用する人が集まる場が確保されていること
- (6)助成金の収支報告ができ、領収書等を県社協に提出できること
- (7)県社協が指定する当該事業についての打合せや会議等に参加できること
- (8)みんなの居場所づくり支援のための登録要領に基づき、みんなの居場所に登録する意があること
- (9)県社協が実施するみんなの居場所に関する研修会等に年1回以上参加できること
- (10)活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講ずること。
①安全な食品等の取扱い

居場所づくりを始めたい人集まれー！

みんなの居場所

スタートアップ事業

※居場所づくりを始めたい人を応援する事業です。



3年間まで
5万円を助成

県社協が
あれこれいろいろ
応援します



みんなの居場所が、いろんなところで、いろんなカタチで
たくさんできるといいな！

始めたいけど
先立つものが…

助成金のほとんどは…、 活動実績が求められます

活動実績のない個人や団体は、助成金を申請することすらできないことがほとんどです。

助成金が無くなったら 活動をやめてしまう団体も

資金運営確保と活動継続の支援がなければ
活動を継続しない人が増えることに…。
利用したい時に居場所はない！なんて…。

スタートしたのに
もう、活動を
やめてしまった…

みんなの居場所 スタートアップ 事業

★3年間まで、毎年5万円を助成（令和4年度スタート）

★県社協が、あれこれ、いろいろ応援します

対象

- (1)青森県内で制度ではない居場所の活動を今後行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体であること
- (2)活動が営利を目的とせず、利用料が無料又は低額であること
- (3)食を通じた活動を目指していること
- (4)年6回以上の定期的な開催を目指していること
- (5)利用する人が集まる場が確保されていること
- (6)助成金の収支報告ができ、領収書等を県社協に提出できること
- (7)県社協が指定する当該事業についての打合せや会議等に参加できること
- (8)みんなの居場所づくり支援のための登録要領に基づき、みんなの居場所に登録する意思があること
- (9)県社協が実施するみんなの居場所に関する研修会等に年1回以上参加できること
- (10)活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講じること
 - ①安全な食品等の取扱い
 - ②個人情報の取扱い
- (11)次の内容を確認できること
 - ①～⑧ ※要綱参照

3年間でちゃんと活動が継続できるよう、いろいろ口も出させていただきます

たった1枚の申請書を県社協に提出するだけでOK

締切なし！思い立ったらいつでも申請が可能！

みんなの居場所 スタートアップ 事業

助成先団体

要綱第5条 助成先団体は、県社協が行う第2条の支援により、助成終了後に自立した運営ができることを目指すものである。

2 助成先団体は、県社協による訪問調査、報告会等での報告など、本事業の実施等に協力するものである。

3 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌年度内に、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。

(1)会則又は規約

(2)事業報告書

(3)決算書

(4)役員名簿

4 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌々年度内に、前項の書類に加え、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。

(1)事業計画書

(2)予算書

(3)ニュースレター等寄付者への報告用媒体

例) 令和6年度 助成決定

令和7年度 年度の報告の際に(1)会則又は規約、(2)事業報告書、(3)決算書、(4)役員名簿の提出に努める

令和8年度 年度内に上記書類と(1)事業計画書、(2)予算書、(3)ニュースレター等寄付者への報告用媒体の提出に努める

みんなの居場所 スタートアップ 事業

助成対象経費

- (1) 報償費(スタッフ等への謝礼など)
- (2) 旅費(スタッフ等への旅費など)
- (3) 印刷製本費(チラシ等の作成・印刷代など)
- (4) 通信運搬費(発送料金、郵便料金など)
- (5) 賃借料(会場使用料、器具等使用料など)
- (6) 食材費(食材の購入費用など)
- (7) 消耗品費(調理用品等消耗品、事務用品、感染症対策用品など)
- (8) 保険料(ボランティア行事用保険等)

報告は1年に1回。年度ごと！

※注意事項 別添Q & A参照

報告書と活動全体の収支・領収書(写)を添付

財源は、全額、青森県社協が拠出

(多くの県民から居場所づくりなどのための寄付金を頂戴しています)

申請から報告までの流れ

- ① 申請書1枚のみ提出
- ② 青森県社協にて記載内容を確認し、助成の対象になるかを審査
- ③ 青森県社協から決定通知及び請求書を郵送(請求書は決定団体が記入して返送)
- ④ シンボルマークのデータをメールで送付
- ④ 指定日に指定口座へ振込み
- ⑤ 各団体事業実施
- ⑥ 助成金を受け取った年度の終了後1ヶ月以内に、様式3-①及び②を県社協に提出



みんなの居場所 スタートアップ 事業

「みんなの居場所」スタートアップ事業 Q&A

(2025/4.10 現在)

⇐

Q1 活動を開始して、結果として利用する人が集まらなかった場合はどうなるのか。

A1 経費の返還などは想定していません。但し、利用者がいないのに利用者に係る経費がかかっている場合には相談させていただくこともありますので、ご了承ください。

⇐

Q2 他の助成金を受けても対象となるのか。

A2 経費の区分ができれば対象となります。但し、受けている(又は受ける予定の)助成金での制限等について、事前にご確認ください。

⇐

Q3 法人格がない団体でも申請できるのか。

A3 法人格のある団体でも、任意団体でも対象となります。

⇐

Q4 コロナの影響で休止していたが、再開する場合は対象となるのか。

A4 対象が「居場所の活動を今後行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体」となっておりますので、休止期間を含めて、この要件に該当すれば対象となります。(要綱第3条)

⇐

Q5 現在も「居場所」の活動を開始しているが、新たに開始した場合は対象となるのか。

A5 新たに開始した活動として対象の可否については、次のとおり整理しています。

① 新たな対象者で「居場所」をスタートした場合⇒対象

② 対象者が同じで「居場所」を増やした場合⇒対象外

「居場所」を県内に広げることを目的としている事業でありますので、同じ活動を活発化させるための活動は、この事業では対象外としていますので、ご了承ください。

⇐

Q6 今の活動をやめて、新たに活動を始めた場合は対象となるのか。

A6 対象が「居場所の活動を今後行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体」となっておりますので、内容が新たな活動であり、この要件に該当すれば対象となります。(要綱第3条)

⇐

Q7 最初は年4回で開催したいと考えているが、スタートアップ事業の対象となるか。

A7 要綱にあるように「年6回以上の定期的な開催を目指していること」とありますので、現在は年4回でも助成金を受けている間に6回以上の開催を目指して活動を行っていただければ対象となります。

⇐

Q8 年6回は夏休みと冬休みだけでもいいか。

A8 「年6回以上の定期的な開催」は、休み期間に集中した開催を意味しているわけではないので、対象外になります。

⇐

Q9 移動にタクシーを利用したいが旅費の対象になるか。

A9 タクシーでの移動にかかる料金は対象外になります。

⇐

みんなの居場所 スタートアップ 事業

申請

様式1「みんなの居場所スタートアップ事業申請書」

1. 申請者概要

(1)申請者名 (団体会がある場合はご記入ください)			
(2)代表者名	ふりがな	氏 名	
(3)連絡先 住所等	〒	TEL:	
		FAX:	
		E-mail:	
(4)担当者名	ふりがな	氏 名	
(5)現在の 活動内容			

2. 今後の予定

(1)居場所の 内容・特徴			
(2)居場所の 対象者(人数)			
(3)居場所の 開催場所(住所)			
(4)居場所の 開催頻度			
(5)利用料金			
(6)活動開始日 又は 開始予定日	西暦	年	月 日 開始・予定(どちらかに○)
(7)助成金の 使途(予定) ※年間5万円			

年 月 日

活動主体(代表者等氏名)

印

要綱

「みんなの居場所」スタートアップ事業 実施要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会(以下「県社協」という。))が、青森県内で居場所づくりを始めたい個人や団体の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 「みんなの居場所」が、身近な地域で人々が集まることが出来る場としてさまざまな形態の居場所として広がることを目指すとともに、こうした地域の居場所の活動が安定的に継続することを目的として支援を行うものとする。

(県社協が行う支援内容)

第2条 県社協は、次の事項について実施するものである。

- (1)居場所の開設と継続した運営のための資金助成
居場所づくりを始めたい人の活動や運営費用として、3年間まで毎年度5万円を助成する。
- (2)居場所づくりに必要な情報の提供と相談支援
活動に役立つさまざまな情報を提供し、必要に応じて関係機関との調整を行う。
- (3)他の居場所活動者との情報交換やつなぎ
居場所づくりを行う他の活動者とのつなぎや情報交換の場を設定する。
- (4)ホームページ等を活用した居場所の情報の発信
ホームページ等を活用した、開設する居場所の情報を発信する。
- (5)その他、必要な活動
その他、必要と考えられる支援を行う。

(支援の対象となる個人・団体)

第3条 県社協が行う前条の支援は、次に掲げる全ての要件を具備する個人又は団体に対して行うものである。

- (1)青森県内で制度ではない居場所の活動を3年以内に行う予定か、活動を開始して1年未満の個人又は団体であること
- (2)活動が営利を目的としておらず、利用料が無料又は低額であること
- (3)食を通じた活動を目指していること
- (4)年6回以上の定期的な開催を目指していること
- (5)利用する人が集まる場が確保されていること
- (6)助成金の収支報告ができ、領収書等を県社協に提出できること
- (7)県社協が指定する当該事業についての打合せや会議等に参加できること
- (8)みんなの居場所づくり支援のための登録要領に基づき、みんなの居場所に登録する意思があること
- (9)県社協が実施するみんなの居場所に関する研修会等に年1回以上参加できること
- (10)活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講ずること。
 - ①安全な食品等の取扱い

みんなの居場所 スタートアップ 事業

②個人情報の取扱い

(11) 次の内容を確約できること

- ①活動の中で政治活動や宗教活動、勧誘活動を行わないこと
- ②活動の中で人種や性別などの特性や国籍などの所属により不当に人を差別したり、差別を助長しないこと
- ③自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ④自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- ⑤反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- ⑥自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
 - イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑦その他法令、公序良俗等に違反する団体や個人ではないこと
- ⑧その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと

(申請・報告等)

- 第4条 前条の全ての要件を具備し、第2条の支援を受けようとする個人・団体は、様式1「みんなの居場所スタートアップ事業申請書」に必要事項を記載し、県社協に申請するものとする。
- 2 県社協は、前条に規定する条件を具備していることを確認し、当該個人・団体に対し支援の可否を通知するものとするものとする。
 - 3 前項で県社協が支援することを決定した個人・団体（以下、「助成先団体」という。）は、様式2「みんなの居場所スタートアップ事業助成金請求書」に必要事項を記載し、県社協に提出するものとし、県社協は当該個人・団体に助成金を速やかに振込するものとする。
 - 4 助成先団体は、助成金を受け取った年度の終了後1ヶ月以内に、様式3「みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書」を県社協に提出するものとする。
 - 5 助成先団体は、活動を行うにあたって活動場所や出版物に別紙1のシンボルマークを掲示するものとし、前項の様式3「みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書」とともに、県社協に提出するものとする。
 - 6 前項の報告書による助成金の精算の結果、支出額が助成金額に満たない場合は、その差額が1千円に満たない場合を除き、県社協に返還するものとする。
 - 7 助成先団体が、連絡先や内容を変更したい場合や支援の取消を希望する場合は、書面でその旨を県社協に通知するものとする。
 - 8 県社協は、助成先団体が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、支援を取り消しすることができる。
 - (1) 様式1の申請書に記載の連絡先に2ヶ月以上連絡がつかない場合
 - (2) 活動内容が第3条に規定する要件に該当しないことが確認された場合
 - (3) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
 - (4) その他前各号に準ずる場合

(助成先団体)

- 第5条 助成先団体は、県社協が行う第2条の支援により、助成終了後に自立した運営ができることを目指すものである。
- 2 助成先団体は、県社協による訪問調査、報告会等での報告など、本事業の実施等に協力するものである。
 - 3 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌年度内に、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。
 - (1) 会則又は規約
 - (2) 事業報告書
 - (3) 決算書
 - (4) 役員名簿
 - 4 助成先団体は、最初に助成を受けた年度の翌々年度内に、前項の書類に加え、次の書類を整備し、県社協に提出するよう努めるものとする。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算書
 - (3) ニュースレター等寄付者への報告用媒体

(助成対象経費)

- 第6条 第2条第1項第1号で規定する助成金の対象経費は、次に掲げる内容とする。
- (1) 報償費（スタッフ等への謝礼など）
 - (2) 旅費（スタッフ等への旅費など）
 - (3) 印刷製本費（チラシ等の作成・印刷代など）
 - (4) 通信運搬費（送料金、郵便料金など）
 - (5) 賃借料（会場使用料、器具等使用料など）
 - (6) 食材費（食材の購入費用など）
 - (7) 消耗品費（調理用品等消耗品、事務用品、感染症対策用品など）
 - (8) 保険料（ボランティア行事用保険等）

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 施行日以前に助成先団体となった者については、第3条第1項の規定は適用しない。

みんなの居場所 スタートアップ 事業

報告

様式 3-①

年 月 日

所在地
団体名
代表者名

印

みんなの居場所スタートアップ事業実施報告書

(1) 居場所の内容	【居場所の名称】
(2) 居場所の対象者 (人数)	
(3) 居場所の開催場所	
(4) 居場所の開催頻度	
(5) 助成金の使途	ちらし作成・ちらし印刷・食材 (肉・野菜等) ・コピー用紙・調理器具等購入したものを記載
※全ての領収書を添付のこと	

様式 3-②

「みんなの居場所」活動全体の収支 (●●年度)

【居場所の名称】

収入の部

経費科目	金額 (円)	摘要
助成金	50,000	スタートアップ事業
合計	50,000	

支出の部

経費科目	金額 (円)	摘要
消耗品費	17,220	調理器具 (鍋・フライパン)
食材費	8,455	肉・野菜・お菓子・飲料
報償費	25,000	講師謝礼金
合計	50,675	

収支報告は、活動全体の収支報告もしくは助成金部分のみの収支報告。
領収書の写しは助成金分のみ提出。

みんなの居場所 スタートアップ 事業

提出書類のひな形

〇〇〇ボランティア会規約（例）

（名 称）

第1条 本会は、〇〇〇ボランティア会と称する。

（目 的）

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、〇〇〇等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 〇〇〇〇〇活動
- (2) 〇〇〇〇〇活動
- (3) 〇〇〇〇〇活動
- (4) その他目的を達成するための活動

（事務所）

第4条 本会の事務所は、〇〇〇に置く。

（会 員）

第5条 本会の目的に賛同する会員により構成する。

（役員の種類）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会 計 〇名
- (4) 監 事 〇名

（選出の方法）

第7条 本会役員については、会員の互選により選出する。

（職務分掌）

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会 計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監 事 会の会計監査を行う。

（任 期）

第8条 本会役員の任期は、〇年とし、再任を妨げない。

（会計年度）

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

（財 政）

第10条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賄われるものとする。

（監査と報告）

第11条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

（その他）

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

（付 則）

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

みんなの居場所 スタートアップ 事業

提出書類のひな形

令和〇年度 事業報告書 (例)

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	〇〇〇ボランティア会
事業実施概要・目的	会員相互の協力、協調のもとに、〇〇〇等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的として実施。
実施内容	<p>(1) こども食堂</p> <p>日 時 令和〇年〇月〇日 〇時～〇時まで 場 所 〇〇公民館 参加者 〇名 参加料 無料 内 容 参加した子どもたちとカレーの調理</p> <p>(2) ワークショップ</p> <p>日 時 令和〇年〇月〇日 〇時～〇時まで 場 所 〇〇公民館 参加者 〇名 参加料 300円 内 容 キャンドル作り 講 師 〇〇氏</p> <p>(3) 遊び場活動</p> <p>日 時 令和〇年〇月〇日 〇時～〇時まで 場 所 〇〇公園 参加者 〇名 参加料 100円 内 容 ドッジボール大会</p> <p>等</p>

※活動内容をすべて記載する。

令和〇年度 収支決算書 (例)

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇令和〇年〇月〇日

【居場所の名称】

収入の部

経費科目	予算額	決算額	摘要
助成金			青森県社協
参加費			こども食堂参加費
寄付金			
会 費			
委託金			県より受託
その他			
合 計			

支出の部

経費科目	予算額	決算額	摘要
旅費交通費			講師・スタッフ交通費
消耗品費			備品
印刷費			チラシ印刷代
通信運搬費			送料・切手代
会議費			会議で使用するお茶・茶菓子
手数料			振込手数料
賃借料			会場使用料・器具等使用料
諸謝金			講師等お礼金
食料費			食料の購入費用
保険料			ボランティア保険
その他			
合 計			

みんなの居場所 スタートアップ 事業

提出書類のひな形

〇〇〇ボランティア会 役員名簿 (例)

任期 自：〇〇年〇〇月〇〇日

至：〇〇年〇〇月〇〇日

No.	職名	氏名	所属名および役職名
1	会長	〇〇 〇〇	社会福祉法人〇〇 理事長
2	副会長	〇〇 〇〇	株式会社〇〇 代表取締役
3	理事	〇〇 〇〇	一般社団法人〇〇 副会長
4	会計	〇〇 〇〇	有限会社〇〇 代表
5	監事	〇〇 〇〇	合同会社〇〇 代表

令和〇年度 事業計画書 (例)

自 令和〇〇年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	〇〇〇ボランティア会
事業実施概要・目的	こどもから高齢者まで様々な世代があつまり、多様な地域の方とのつながりをはかる。また、会員相互の協力、協調のもとに、〇〇〇等の活動を通じて、地域社会に貢献することを目的としている。
実施内容	各種事業の実施 ①こども食堂の開催 (毎月1回) ②各種ワークショップ (ものづくり) の開催 ③会議・打合せの開催 ④遊び場の開催 ⑤各事業のチラシの作成・印刷・周知 ⑥SNS を利用した広報活動 ⑦他地域の居場所のイベント協力 ⑧寄付活動 ⑨研修会への参加 等

※実施内容は、その年度に行う予定の活動をすべて記載する。

みんなの居場所 スタートアップ 事業

提出書類のひな形

令和〇年度 収支予算書 (例)

自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇令和〇年〇月〇日

【居場所の名称】

収入の部

経費科目	前年度予算	今年度予算	摘要
前年度繰越金			繰越金
助成金			青森県社協
参加費			子ども食堂参加費
寄付金			
会費			
委託金			県より受託
その他			
収入合計			

支出の部

経費科目	前年度予算	今年度予算	摘要
旅費交通費			講師・スタッフ交通費
消耗品費			備品
印刷費			チラシの作成・印刷代など
通信運搬費			送料・切手代
会議費			会議で使用するお茶・茶菓子
手数料			振込手数料等
賃借料			会場使用料・器具等使用料
諸謝金			講師等お礼金
食料費			食料の購入費用
保険料			ボランティア保険
その他			
支出合計			



令和7年5月1日(木)
13時00分から16時15分まで
県民福祉プラザ4階「大・中研修室」
(青森市中央三丁目20-30)

参加費
無料



各種助成事業について

- ①赤い羽根共同募金による助成事業について
社会福祉法人青森県共同募金会
- ②ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業について
全国食支援活動協会
- ③夏・冬休み期間の小中学生への昼食提供の取組について
青森県農林水産部 食ブランド・流通推進課
- ④こどもの居場所備品等購入費助成事業について
青森県子ども家庭部 こどもみらい課
- ⑤「みんなの居場所」スタートアップ事業について
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
- ⑥子ども食堂・こども宅食への政府備蓄米の交付について
東北農政局 生産部
- ⑦Amazon「みんなで応援プログラム」について
認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ
- ⑧おてらおやつクラブについて
おてらおやつクラブ事務局
- ⑨「プロボノ」について
認定NPO法人 サービスgrant
- ⑩「こどもの居場所」コーディネーター派遣事業について
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
- ⑪「みんなの居場所」特派員事業について
社会福祉法人青森県社会福祉協議会
- ⑫セブンイレブン・ジャパン フードドライブ活動について
株式会社セブン-イレブン・ジャパン

* オンライン併催

主催

社会福祉法人青森県社会福祉協議会

対象者

青森県内で居場所を運営している方
これから行いたいと考えている方
ならどなたでも

2025年
5
NEWS

「みんなの居場所」
助成事業等説明会



社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

TEL : 017-723-1391(代表) FAX : 017-723-1394



みんなの居場所支援

要綱

みんなの居場所支援実施要綱

(趣旨及び目的)

- 第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内で食を通じた居場所づくりを行っている「みんなの居場所」（以下「みんなの居場所」という。）の活動や運営を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 県社協は、さまざまな機関や市民が協働して行う多様なみんなの居場所の活動を推進することにより、包摂性ある地域社会づくりを目指すものである。
- 3 県社協は、「みんなの居場所」が、多様な個人や団体の参加と協働の下に安定した運営が行われるように支援するとともに、利用したい人が必要な時に「みんなの居場所」を利用できるように取り組むものである。

(県社協の取組内容)

- 第2条 県社協は、前条の趣旨に基づき、次の事項について取り組むものである。
- (1) 「みんなの居場所」の活動に関する交流の場づくり
実際の活動の工夫や取組内容を共有することにより、それぞれの「みんなの居場所」の活動に活かすための交流の場づくりを行う。
- (2) 「みんなの居場所」の活動を行う者に対する情報の提供及び収集
活動に役立つさまざまな情報を提供する。
- (3) ホームページ等を活用した「みんなの居場所」の情報の発信
ホームページ等を活用し、実際活動している「みんなの居場所」を周知するとともに、こうした活動の認知度を高める活動を行う。
- (4) 「あおりフードバンク実施要綱」に基づく、寄贈された食品等の配分
- (5) その他、必要な活動
その他、前条の趣旨に基づき必要と考えられる活動を行う。

(「みんなの居場所」の登録)

- 第3条 県社協は、次に掲げる全ての要件を具備する「みんなの居場所」の活動主体に対し、前条の支援を行うものである。
- (1) 実際に制度ではない「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体であること
- (2) 営利を目的としない活動であり、利用料が無料又は低額であること
- (3) 食を通じた活動があること
- (4) 「みんなの居場所」が年6回以上の定期的で開催されていること
- (5) 利用する人が集まる場が確保されている活動であること
- (6) 次の内容を確約できること
- ①活動の中で政治活動や宗教活動、勧誘活動を行わないこと
- ②活動の中で人種や性別などの特性や国籍などの所属により不当に人を差別したり、差

別を助長しないこと

- ③自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
- ④自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
- ⑤反社会的勢力に自己の名義を利用させるものではないこと
- ⑥自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を行う行為
- イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- ⑦その他法令、公序良俗等に違反する団体や個人ではないこと
- ⑧その他、県社協会長が不適切であると判断される事象がないこと
- 2 前項の全ての要件を具備し、前条の支援を受けようとする個人・団体は、様式1「みんなの居場所登録申請書」に必要な事項を記載し、県社協に申請するものとする。
- 3 県社協は、第1項に規定する条件を具備していることを確認し、当該個人・団体を「みんなの居場所」として登録し、必要な支援及び公表を行うものとする。
- 4 前項で登録された「みんなの居場所」の活動主体（以下、「みんなの居場所登録者」という。）は、内容に変更があった場合は、様式2「みんなの居場所登録内容変更届」に変更内容を記載し、県社協に届出するものとする。
- 5 みんなの居場所登録者が、登録の取消や抹消を希望する場合は、書面でその旨を県社協に通知するものとする。
- 6 県社協は、みんなの居場所登録者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 様式1及び様式2の情報の連絡先に1年以上連絡がつかない場合
- (2) 第3条第1項に規定する要件に該当しないことが確認された場合
- (3) 不法行為や社会的な信用を失墜させる行為が確認された場合
- (4) その他前各号に準ずる場合

(「みんなの居場所」の登録者)

- 第4条 みんなの居場所登録者は、第1条の目的達成のために、第2条に規定する県社協の取組に積極的に参加し、「みんなの居場所」の活動の普及啓発を図るものである。
- 2 みんなの居場所登録者は、活動にあたり関係法令等を遵守し、特に次の事項については、県社協等が実施する研修会に参加するなどして、対策を講じるものである。
- (1) 安全な食品等の取扱い
- (2) 個人情報の取扱い
- 3 みんなの居場所登録者は、第2条第1項第4号の取組について、あおりフードバンク事業実施要綱に規定された事項を遵守するものである。

みんなの居場所支援

申請

(経費)

第4条 第3条に規定する「みんなの居場所」の登録に係る経費は無料とする。但し、県社協が行う取り組みにおいて、経費の負担を求めることがある。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式1 「みんなの居場所」登録申請書

1 「みんなの居場所」づくり支援のための登録要綱に基づき、下記のとおり申請します。
2 私たちの活動は、

- (1) 実際に制度ではない「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体です。
- (2) 営利を目的としない活動です。
- (3) 食を通じた活動です。
- (4) 「みんなの居場所」が年6回以上、定期的に開催されています。
- (5) 利用する人が集まる場が確保されている活動です。
- (6) 開催要綱第3条(6)に記載されている内容を確約できます。

※上記内容すべてに、チェック

3 ホームページ等において、公表する内容の可否については、次のとおりです。

項 目	内 容	公表の可否
①名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
②活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
③活動地域	市町村名 () 地区名 ()	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
④開催場所	※複数ある場合は、複数箇所を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑤活動内容	※どのような食を通じた活動を行っているかを具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑥開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑦対象者	※参加の対象者を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑧利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑨実際の参加者	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や1回あたりの実参加人数を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑩公表できる連絡先	※公表できるものだけを記載ください。 住 所 電 話 F A X E-mail 担当者名 U R L	<input checked="" type="checkbox"/> 公表 (公表不可の場合は記載不要)
⑪連絡先	※県社協で管理するため、必ず記載ください。 住所 電 話 F A X E-mail 担当者名	<input checked="" type="checkbox"/> 非公表 ⑩と同様の場合は記載不要

年 月 日

活動主体(代表者等氏名)

みんなの居場所支援

変更

様式2 「みんなの居場所」登録内容変更届

1 登録された内容に変更があったので、下記のとおり届出します。

※変更箇所のみ記入

項目	内容	公表の可否
①名称	※「〇〇食堂等」、みんなの居場所の名称を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
②活動主体	※運営する団体等の名称がある場合に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
③活動地域	市町村名 () 地区名 ()	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
④開催場所	※複数ある場合は、複数箇所を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑤活動内容	※どのような食を通じた活動を行っているかを具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑥開催頻度	※月1回、第3金曜日など具体的に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑦対象者	※参加の対象者を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑧利用料金	※対象によって異なる場合は、個別に記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑨実際の参加者	※子どもが多い、高齢者が多いなどの内容や1回あたりの実参加人数を記載ください。	<input type="checkbox"/> 公表 <input type="checkbox"/> 非公表
⑩公表できる連絡先	※公表できるものだけを記載ください。 住所 電話 FAX E-mail 担当者名 URL	<input checked="" type="checkbox"/> 公表 (公表不可の場合は記載不要)
⑪連絡先	※県社協で管理するため、必ず記載ください。 住所 電話 FAX E-mail 担当者名	<input checked="" type="checkbox"/> 非公表 ⑩と同様の場合は記載不要

あおりこどもの居場所ネットワーク
ホームページ
<http://ibasyo.aosyakyō.or.jp/> トップ画面

あおりこどもの居場所ネットワーク 代表017-723-1391

HOME

青森県内のこどもの居場所

こどもの居場所サポーター

お知らせ





こどもの居場所

「あおもりこどもの居場所ネットワーク」は、青森県内のこどもの居場所の活動や運営を支援します。

正会員

正会員は、現に青森県内で「こどもの居場所」を運営する者で「みんなの居場所」に登録していただいた方です。「みんなの居場所」の登録の要件は次のとおりとなっています。

1. 実際に「みんなの居場所」の活動を青森県内で行っている個人・団体であること
2. 営利を目的としていない活動であること
3. 食を通じた活動があること
4. 「みんなの居場所」が年6回以上の定期的に開催されていること
5. 利用する人が集まる場が確保されている活動であること

[「みんなの居場所」に登録](#)

([みんなの居場所申請書【Word】](#)) ([みんなの居場所登録要領【PDF】](#))

「みんなの居場所」スタートアップ事業

青森県内で居場所づくりを始めたい個人や団体の活動や運営を支援するため、3年間まで毎年度5万円を助成する事業を実施いたします。下記要綱、概要等をご覧ください。ご申請ください。

[「みんなの居場所」スタートアップ事業実施要綱【PDF：453KB】](#)（令和6年4月1日現在）

（注）皆さまからいただいた質問をもとにQ&Aを作成いたしましたので、ご覧ください。

[「みんなの居場所」スタートアップ事業Q&A【PDF：127KB】](#)（令和4年6月13日現在）

様式

[スタートアップ事業申請書【DOCX：18.8KB】](#)

[スタートアップ事業実施報告書（様式3-1、3-2）【DOCX：18.5KB】](#)

参考様式

[規約（ひな形）【PDF：93KB】](#)

[令和〇年度事業報告書（ひな形）【PDF：57.1KB】](#)

[令和〇年度収支決算書（ひな形）【PDF：69.5KB】](#)

[〇〇ボランティア会役員名簿（ひな形）【PDF：39.9KB】](#)

[令和〇年度事業計画書（ひな形）【PDF：66.2KB】](#)

[令和〇年度収支予算書（ひな形）【PDF：71.5KB】](#)

スタートアップ事業説明動画

令和6年5月1日に開催した助成事業説明会（スタートアップ事業）の動画を公開いたしました。下記よりご覧ください。

https://us02web.zoom.us/rec/share/ff14_kMCo_jdxhNFIJjwhBU3owFRB5FKeZzsmux0x8oyHOcnZLKRnODZe0WxUc3_TPpUrsdmHqMB4JGv?startTime=1714538051000

青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室は
多種多様な主体が、具体的な行動を通して
地域の課題解決を実現する社会貢献活動を支援しています



青森県内の社会福祉法人が連携して
制度の狭間の課題を解決する

社会福祉法人の社会貢献活動

青森しあわせネットワーク



社会福祉施設での就労体験・社会参加活動

ワークサポート

えっ!?
福祉施設で活動で
一日 **千円**
もらえるの?!



あomorifoodbank

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会

みんなの「居場所」
&子どもの「居場所」



あomorikodomonojusho

あomorikodomonojushoネットワーク

あomorimi「みんなの食堂」と
農林水産業のネットワーク



こども宅食
“おすそわけ便”

青森県社会福祉協議会ホームページ「福祉ネットあomorikodomonojusho」<http://aosyakyo.or.jp/>
のトップページから参照ください

「青森しあわせ」や
「青森県社会福祉
協議会」で検索



これらのSNSは、青森しあわせネットワークと
出会った若者たちが投稿しています



AOMOSHIAWASE

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会
社会貢献活動推進室

〒030-0822
青森市中央3丁目20番30号
県民福祉プラザ2階
電話 017-723-1391
FAX 017-723-1394
shiwase@aosyakyo.or.jp